

第19回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和4年12月23日（金）
13時58分から15時50分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 19名
農地利用最適化推進委員 11名
- 4 欠席委員・・・高崎充弘委員、平部勇一委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地法第5条の許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 局長・次長・水元・日高・碓井

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
13:58	議 長	皆さん、こんにちは。総会に先立ちまして、本日付で新農業委員の任命がありましたので、ご報告いたします。鵜戸地区の高橋悟様でございます。ここで、高橋委員よりご挨拶いただきます。
	高 橋	皆さま、お疲れ様です。鵜戸地区の高橋と申します。1年半前に15年間務めました農業委員を辞めたのですが、山元委員が辞められたということで、今回、地区の推薦で就任することになりました。
	事務局	1年半ですが山元様の後任として頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。
	議 長	ご挨拶、ありがとうございました。高橋委員の議席につきましては、欠番となっております14番としたいと思いますが、いかがでしょうか。

	全委員	異議なし。
	議 長	それでは、高橋委員は 14 番の議席へお座りください。 (高橋委員 着席)
	議 長	今回、高橋委員が新たに農業委員に加わっていただいたわけですが、担当していただく部会について事務局より提案があるようですので、事務局より部会の編成について説明してもらいます。
	事務局	皆さまお疲れ様です。今回の農業委員欠員補充における、担当地区部会の編成について、事務局より事務局案を説明させていただきます。現在、農業委員におかれましては、原則居住区をもとにした地区割りで農業委員の活動を行っていただいております。先般、吾田・油津地区の山元陸愛委員の退任に伴いまして、新たに高橋悟委員が着任されましたが、高橋委員は鶴戸地区居住であります。活動形態である地区割の中で、農業委員会の重点的な業務と位置付けられた農地等の利用の最適化など、農地利用最適化推進委員と取り組んでいただくことが、委員会運営において最善の方法と思われます。従いまして、高橋委員におかれましては、東郷・鶴戸地区部会に入っていただき、東郷・鶴戸地区部会を担当していただいております中立委員の平賀委員を欠員となっている吾田・油津地区部会に変更するという案を提案いたします。ご審議をお願いいたします。以上です。
	議 長	ただ今、事務局の提案がありましたが質疑はありませんか。
	全委員	事務局案に異議なし
	議 長	それでは、事務局案のとおり、欠員となっています吾田・油津地区には、平賀祐史委員に入っていただき、東郷・鶴戸地区には、高橋悟委員に入っていただくこととします。平賀委員におかれましては、本日の案件の報告がありますので、今回は東郷・鶴戸地区部会にて地区別審査をお願いいたします。なお、地区部会長、担当地区の変更があると思いますので、本日の総会終了後に協議していただき、事務局までご報告ください。

議 長	ただ今から、第 19 回日南市農業委員会総会を開会いたします。北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎充弘委員、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部勇一委員より欠席届が提出されています。ただ今の出席農業委員は 19 名、農地利用最適化推進委員は 11 名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に 18 番平賀祐史委員、1 番井上友和委員の両名を指名します。
議 長	次に、本日の日程について事務局より説明させます。
事務局	それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会 は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち閉会したいと思います。
議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですから、事務局説明のと通りの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第 1 号から議案第 5 号について一括上程し、議題といたします。 ここで、提案理由を事務局より説明させます。
事務局	提案理由の説明の前に、議案の修正がございますのでお願いいたします。総会資料 8 ページ、議案第 4 号、農地利用集積計画、利用権設定、受付番号 6 番から 8 番につきましては、借受者死亡に伴い取消しとなりましたので、削除をお願いいたします。これに伴いまして、総括表も修正となりますので、総会資料 5 ページと 6 ページの総括表は、差し替えを配布いたします。それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について、農業委員会に対し申請がありました 2 件について、当農業委員会として許可すべきか否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号 1 番は経営移譲のため、受付番号 2 番は経営規模拡大のためとなっております。

	事務局	次に、議案第2号、農地法第4条の許可申請について、県知事への申請がありました1件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番は一般個人住宅用地のためとなっております。 次に、議案第3号、農地法第5条の許可申請について、県知事への申請がありました13件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、所有権移転が11件で、受付番号1番、7番、9番、11番は植林のため、受付番号2番は建売住宅建設用地のため、受付番号4番は集団住宅及び駐車場用地のため、受付番号5番は駐車場用地のため、受付番号6番は一般個人住宅用地のため、受付番号8番は事業用資材置場用地のため、受付番号10番は通路及び駐車場用地のため、受付番号12番は土木機器置場用地のためとなっております。賃借権設定が2件で、受付番号3番は工事用通路のための一時転用、受付番号13番は現場事務所設置用地のための一時転用となっております。 次に、議案第4号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、20件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が1件、更新の利用権設定が6件、所有権移転が5件、中間管理権設定が8件となっております。 次に、議案第5号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました1件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号1番は、土地改良事業の際の水路付け替えであったもので、農地法第5条第1項に規定する場合に該当し、農地以外の土地になっている為、非農地として証明するものであります。以上、説明しましたが、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。

14 : 43	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	事務局	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室 1、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室 2、北郷地区は会議室 3、南郷地区は会議室 4 をお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は 14 時 40 分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。
		地 区 別 審 査 （各会場にて）
	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について 2 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17 番山本です。受付番号 1 番について説明します。12 月 18 日、南郷地区の田中委員に協力いただき現地調査しました。申請地は、南郷町潟上です。潟上周辺に分散した農地です。譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係です。経営移譲ということで問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 2 番について説明します。12 月 19 日、譲渡人、譲受人に連絡し現地調査しました。申請地は、南郷町榎原地区で、榎原神社から北に 300 m の所です。譲渡人は高齢により管理が困難なため、譲受人に無償譲渡するそうです。譲受人は経営規模拡大です。譲渡人と譲受人は祖父と孫の関係です。特に問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。

14 : 45	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の許可申請について 1 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	谷 口 (宏)	はい、9 番谷口です。受付番号 1 番について説明します。12 月 21 日、申請人に電話確認し、12 月 22 日現地調査しました。申請地は、細田地区大堂津四丁目で、国道 220 号線を大堂津駅から南郷方面へ 400m 進んだ右手です。申請地は申請人の叔父が所有し平成 8 年に申請人の母親が売買で取得され借家として管理していました。母親が亡くなり、申請人が相続した際、無断転用が判明し今回の申請となりました。申請地の周辺は石垣等が設置されており、雨水は国道に設置してある側溝に排出し、汚水は日南市公共下水道に排出します。申請地は住宅街で周辺に農地はありません。始末書も添付されており、問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今の、担当委員の報告について質疑はありませんか。
14 : 47	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 2 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の許可申請について、13 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	稲 山	はい、10 番稲山です。受付番号 1 番について説明します。12 月 20 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。譲渡人には、電話

稲 山	で確認しております。申請地は、飢肥地区板敷で県立振徳高校より北へ2kmほど入った北郷へ越える山中です。登記地目は畑で、現況は杉苗が300本程度植林されています。譲受人は林業を営まれていて、譲渡人は高齢で宮崎市在住のため管理が出来ず所有権移転するとのことです。譲渡人が令和2年に相続した時には既に植林されており、父が農地転用の認識がなく無断植林したとのことです。始末書も添付されています。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
山 本	はい、17番山本です。受付番号2番について説明します。12月20日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。申請地は、戸高四丁目で、農産物直売所の東側50mの所です。譲受人は、住宅建設販売業社で、申請地に建売住宅を建築し売却する計画です。譲渡人は農地の管理が出来ないため手放すとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
井 上 (友)	はい、1番井上です。受付番号3番について説明します。今回貸付人6人のうち2人しか確認が取れませんでした。代理人に確認し間違いないとのことでした。申請地は中隈谷公民館から上隈谷に向けて100m先の左側の水田地帯です。12月19日、借受人と現地確認しました。河川工事に伴う工事用通路確保のための一時転用です。水田にシラスを入れて通路を作り、水路には暗渠を設置し水路を確保します。工事完了後は直ちに現状復旧するとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
田 端	はい、2番田端です。受付番号4番について説明します。12月16日、譲渡人、譲受人に電話確認し現地調査しました。申請地は、吾田地区星倉山瀬で、保育園のすぐ隣です。現在はきれいに整地されています。ずいぶん前に、保育園の駐車場として使いたいと整地したようですが利用されず、今回譲受人が5階建てのマンションを建設したいということです。周囲は住宅地で、2.5m離れたところに

田 端	農地がありますが、日照関係には直接影響ないとのこと。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 5 番、6 番について、担当委員より報告願います。
山 元	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。まず、受付番号 5 番について説明します。12 月 17 日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、吾田地区吾田東十一丁目で、書店の産業道路を挟んで真向いです。産業道路を作った時の買収した土地の残地で、鋭角に尖った三角形の 37 m²の農地です。軽自動車 2 台ほどが縦列における小さなスペースですが、社員駐車場にしたいとのこと。敷地の右側は農地になっていますが、境界にブロック塀を設け、舗装し雨水は側溝へ流れるようにしますとのこと。左側は産業道路です。特に問題ないと思います。 続きまして、受付番号 6 番について説明します。12 月 18 日、現地調査しました。譲受人が宮崎在住である為、譲渡人立ち会いのもと現地調査しました。譲渡人と譲受人は、祖父と孫の関係です。申請地は吾田地区星倉六丁目で、大型食料品店の裏になります。申請地周辺は住宅地として発展しており、学校も近く生活に便利な場所で住居希望者が多い地区です。今年度に高速道路が開通し宮崎への通勤が可能となるため、将来のことを考慮し住宅建築を決めたとのこと。申請地は、両側が住宅地で奥が農地になりますが、ブロック擁壁を設けて雨水や土砂等が流出しないようにし、生活排水、汚水は日南市公共下水道に流します。特に問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 7 番、8 番について、担当委員より報告願います。
平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。まず、受付番号 7 番について説明します。申請地は、東郷地区松永地区湯之迫で、県道 28 号線から山間部方向へ約 1.5km 入った所です。12 月 20 日、譲受人立ち会いのもと現地調査しました。登記地目は畑となっていますが、現況は杉や雑木の山林です。また申請地の境界は伐採作業中で立ち入れない状況でしたので、周辺から譲受人の説

	平 方 議 長 川 添	明を受け確認しました。今回の売買で登記地目が畑であることが判明し、申請に至ったようです。譲受人は、伐採後は植林を計画しており今後も山林として管理していくとのことです。土地改良区の区域外であり、始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。 続きまして、受付番号 8 番について説明します。申請地は東郷地区殿所鼻線で、一里松交差点から私立高校を過ぎ、東光寺トンネルを通過し、すぐ右折し広渡川沿いに約 200m 行った山の上です。12 月 17 日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。登記地目は畑ですが、現況は、雑草が茂り休耕地の状態です。申請地の正面は広渡川で、後ろは山林、両脇は休耕地の畑、一部資材置場となっています。譲受人は、水道工事を営んでおり工所用資材置場が無い為、適地を探しており、譲渡人が財産整理で手放したいと聞き、譲ってもらうことになったそうです。隣接地の境界にはブロック塀を設け、土砂等の流出を防ぎ、雨水は自然浸透と既設側溝へ排出します。トイレ等は設置しないので汚水は発生しません。また、土地改良区の区域外です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。 続きまして、受付番号 9 番、10 番について、担当委員より報告願います。 はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。まず、受付番号 9 番について説明します。12 月 16 日、譲渡人、譲受人双方に電話確認し、12 月 17 日、譲受人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、鵜戸地区宮浦で国道 220 号線沿いの大浦橋を渡り左折し約 200m 先の農道を左折し更に山側へ 150m 行った所の山林です。登記地目は畑となっていますが、昭和 60 年頃、隣接地に杉が植林された為、農作物の生産が難しくなり親が杉を植林したということです。今回売却にあたり登記地目が畑であることが判明し、申請に至ったようです。譲受人は、伐採後に植林を計画しており今後も山林として適切に管理していくとのことです。始末書も添付されています。問題ないと思います。 続きまして、受付番号 10 番について説明します。12 月 20 日、代理人立ち会いのもと現地確認しました。申請地は鵜戸地区富士で、国道 220 号線沿いの富士バス停から旧国道 220 号線の方に約 100m
--	----------------------------------	---

	川 添	進んだ道路の右下の農地です。譲受人は、移住するにあたり申請地に隣接する宅地を購入しましたが、駐車場にあたる部分の登記地目が、農地であることが判明し今回申請したとのこと。南側と西側は約 1m の擁壁で盛土がしてあり、東側は 6 段のブロックが積んであります。工事は、土砂等の流出が無いように注意し、汚水は集落排水に流します。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 11 番について、担当委員より報告願います。
	作 本	はい、4 番作本です。受付番号 11 番について説明します。12 月 19 日、譲渡人の娘さんに電話確認し、12 月 20 日、譲受人の妻立ち会いのもと現地確認しました。譲渡人は高齢で後継者もなく、以前から申請地の処分先を探されていました。譲受人は、萩之嶺で広く林業を営まれている方です。申請地は細田地区下塚田で、県道 3 号線と県道 54 号線の交差点から大窪方面へ約 500m 進んだ道路の下農地です。譲渡人が相続した時には既に杉が植林されていたそうです。今回売却にあたり登記地目が畑であることが判明し、申請に至ったようです。譲受人は、隣接する山林と一緒に伐採し、その後杉を植林し山林として適切に管理していくとのこと。申請地への道路はなく、農地への復旧は難しいと判断します。始末書も添付されています。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 12 番、13 番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、7 番田中です。まず、受付番号 12 番について説明します。12 月 19 日、譲渡人、譲受人双方に電話確認し、現地確認しました。申請地は、南郷町上中村地区で、元県立農林高校付近です。国道 220 号線から普及センターに入る市道を北方面へ進み突き当りを右折し約 20m 進んだ左側の住宅地の奥になります。10 年以上耕作されていない耕作放棄地となっております。譲受人は、建設業を営んでおり工事車両を駐車するスペースが無く探していたそうです。譲渡人は、農業はしていません。周囲は住宅地で西側の 3m 以上降りた

15 : 06	田 中	所に水田がありますが、盛土をして土砂の流出を防ぎ、雨水は自然浸透します。問題ないと思います。 続きまして、受付番号 13 番について説明します。申請地は南郷町谷之口地区で、国道 220 号線沿いの谷之口研修所入り口の看板の所です。公共事業のための一時転用ですので問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 3 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第 4 号、農用地利用集積計画について 20 件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	木佐貫	はい、8 番木佐貫です。受付番号 1 番について説明します。12 月 19 日、貸付者に電話確認し、12 月 20 日現地確認しました。申請地は北郷町郷之原で、県道日南高岡線を田野方面へ進み、北郷さくらアリーナの交差点を右折し給食センターの先の橋の手前を右折しすぐの農地です。現在までの借受者が高齢となり今回の申請となりました。借受者は、スイートピー、たばこ、水稻を栽培されている農家です。申請地は水稻を作付ける予定です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番から 5 番について、担当委員より報告願います。
	山 口	はい、16 番山口です。まず、受付番号 2 番について説明します。12 月 17 日、貸付者、借受者双方に電話確認し、12 月 18 日借受者立ち会いのもと現地確認しました。申請地 3 筆の内 1 筆は、東郷地区東弁分で、東郷小中学校のグラウンドのバックネットの裏です。残りの 2 筆は、東郷小中学校から県道 28 号線を北郷方面へ約 70m

	山 口	進み、続いて農道を高速道路方面へ進み高架下を通過した左側になります。借受者は精米業を営んでいる兼業農家です。更新ですので問題ないと思います。 続きまして、受付番号 3 番から 5 番については、借受者が同一ですので一括して説明します。12 月 17 日、貸付者、借受者双方に電話確認し、12 月 18 日、借受者立ち会いのもと現地確認しました。申請地は飢肥地区楠原で、受付番号 3 番の 1 筆は、JA はまゆう飢肥ガソリンスタンド前の市道を 30m 進んだ左側です。受付番号 3 番のもう 1 筆と受付番号 4 番、5 番は、飢肥城観光駐車場下の城之下橋を吉野方方面へ渡った右側の工務店付近です。借受者は、水稻を栽培されている専業農家です。申請地の管理は行き届いており、問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 6 番から 8 番については、取消しとなりましたので、受付番号 9 番について担当委員より報告願います。
	平 賀	はい、18 番平賀です。受付番号 9 番について説明します。12 月 18 日、貸付者、借受者双方に電話確認し、現地調査しました。申請地は、東郷地区益安の字小路で、東九州自動車道インターチェンジから市道を南に約 300m 進み、右手に約 50m の所にある水田です。更新の案件であり、管理が適正に行われているので問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 10 番について担当委員より報告願います。
	加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号 10 番について説明します。12 月 19 日、借受者立ち会いのもと現地確認しました。借受者は、水稻を中心にスイートピーなどの農業経営をされています。貸付者については、現在農業はされていません。更新の案件でありますので問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から利用権設定について報告がありましたが質疑はありませんか。
	全委員	ありません。

15:13	議 長	では、議案第4号、農用地利用集積計画、利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第4号、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定しました。
	議 長	次に、所有権移転の審議をお願いします。それでは、受付番号11番、12番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6番金丸です。まず、受付番号11番について説明します。12月20日、譲受者立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、酒谷4区向田地区に広がる農地の一画です。譲渡者からの依頼で今回の申請になったようです。譲受者は、施設キュウリ、水稻栽培をしている農業法人で、以前より申請地を耕作していました。今後も適正管理していくとのことです。問題ないと思います。 続いて、受付番号12番について説明します。12月20日、譲受者立ち会いのもと現地確認しました。申請地は酒谷6区、国道222号線に架かる新桃ノ木橋周辺に広がる農地の一画と、秋山橋の周辺に広がる農地の一画です。譲渡者からの依頼で今回の申請になったようです。譲受者は受付番号11番と同じです。譲渡人は県外に居住しており、財産整理の為に手放したかったようです。譲受者は適正管理していくとのことです。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号13番について、担当委員より報告願います。
	田 中	はい、7番田中です。受付番号13番について説明します。12月19日、譲渡者、譲受者双方に確認し、12月20日、現地確認しました。申請地は南郷町潟上地区で、潟上小学校から串間方面へ約6km進んだ伊崎野地区の一画です。譲渡者は高齢で後継者もなく経営縮小で今回の申請となったようです。譲受者は、ハウス金柑をされており、今後もハウス金柑を栽培する予定です。問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号14番について、担当委員より報告願います。

15:18	加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号 14 番について説明します。12 月 18 日、譲受者立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、南郷町脇本地区で、脇本地区の西の山の中腹になります。以前はみかんを栽培されていましたが、現在は耕作放棄地となっています。譲受者は、脇本地区で 180 頭の和牛繁殖農家です。申請地には、露地野菜を作付けするそうです。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 15 番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 15 番について説明します。12 月 20 日、譲渡者、譲受者双方に連絡し現地調査しました。申請地は、南郷町榎原地区で、国道 220 号線沿いの茶工場から西に 100m、左折し 800m 進んだ所です。譲渡者は、買い手を探されておりました。譲受者は、50～60 頭の和牛繁殖農家です。申請地には牧草を作付けされるそうです。問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から所有権移転について報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定しました。
	議 長	次に、中間管理権設定の審議をお願いします。それでは、受付番号 16 番について、担当委員より報告願います。
	向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。受付番号 16 番について説明します。申請地は酒谷地区白木俣で、国道 222 号線を都城方面へ向かい、右側の白木俣神社があり、その反対側を約 100m 進んだ所に広がる水田の一面です。12 月 22 日に貸付

向 高	者の息子さんと現地確認しました。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 17 番について担当委員より報告願います。
日 高	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号 17 番について説明します。12 月 20 日、貸付者の相続人代表者に連絡し現地確認しました。申請地は、細田地区上方で、細田中学校横の県道を東へ約 400m 進んだ右側の 4 筆です。所有者は 15 年前に亡くなっており相続されてませんが、利用権設定に関する同意書が添付されており中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 18 番から 21 番について担当委員より報告願います。
杉 本	はい、5 番杉本です。受付番号 18 番から 21 番について説明します。12 月 20 日、現地確認しました。申請地は、細田地区萩之嶺で、細田小学校下のバス停から大窪方面へ約 400m 進んだ左側に広がる水田地帯に点在します。受付番号 18 番の貸付者は今回離農されました。受付番号 19 番の貸付者は既に離農されています。受付番号 20 番の貸付者は水稻を栽培されていますが、申請地まで手が回らないとのことです。受付番号 21 番の貸付者は大阪在住です。中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 22 番、23 番について担当委員より報告願います。
木佐貫	はい、8 番木佐貫です。まず、受付番号 22 番について説明します。12 月 20 日、現地確認しました。申請地は、北郷町大藤です。 続いて、受付番号 23 番について説明します。12 月 19 日、現地確認しました。申請地は北郷町大藤です。共に中間管理機構との設定ですので問題ありません。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	ただ今の、各担当委員のから中間管理権設定について報告があり

15 : 24	議 長	ましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	議案第 4 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 5 号、非農地証明願について、1 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
15 : 26	加 藤	はい、南郷地区農地利利用最適化推進委員の加藤です。受付番号 1 番について説明します。12 月 20 日、申請者立ち会いのもと現地確認しました。申請地は、南郷町中村で、県道北方南郷線からハートフルセンターへの市道に入り、すぐの橋を渡り右の道路を 100m 進んだ所の水田です。昭和 44 年から昭和 57 年にかけて圃場整備が行われ、当時申請地に倉庫が建っており区域外として取り扱われたそうです。その後事業が終了し換地されましたが、申請地の一部が水路敷きになっており、当時分筆や地目変更がされなかった為、今回水路の部分为非農地証明申請されたそうです。問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。以上です。
	議 長	ただ今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 5 号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号は原案どおり承認することに決定しました。
15 : 26	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。

15:50	《報告事項》 終 了
-------	-------------------

第19回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

谷口 久光 

署名委員

平賀 祐史 

井上 友和 